

◆短報◆

民間シェルターの活動からみるドメスティックバイオレンスの被害者と
その子どもたちの支援における課題（第二報）
～DV家庭の子どもたち～

辻龍雄¹⁾、加登田恵子^{1,2)}、山根俊恵³⁾、澤田久子¹⁾、小柴久子¹⁾

- 1) NPO法人 山口女性サポートネットワーク
2) 山口県立大学 社会福祉学部
3) 山口大学大学院 医学系研究科 保健学系学域

**Issue on the Effective Support for Victims of Domestic Violence and
Their Children in Private Shelter. Second Report
~Children in Domestic Violence Household~**

Tatsuo Tsuji¹⁾, Keiko Katoda^{1,2)}, Toshie Yamane³⁾, Hisako Sawata¹⁾, Hisako Koshiba¹⁾

- 1) Yamaguchi Support Network for Women
2) Faculty of Social Welfare, Yamaguchi Prefectural University
3) Faculty of Health Science, Yamaguchi University, Graduate School of Medicine

要約

DV家庭の42人の子どもの心理的、社会的な状況について調査した。その結果をみると、(1) 9人の乳児と未就学児では、身体的な発育の遅れが4人、多動児（ADHD）が3人、反応性愛着障害の疑いが3人。(2) 5人の小学生では、LD 1人、反応性愛着障害の疑い2人、不登校経験者2人、抑うつ状態1人。(3) 8人の中学生では、不登校経験者4人、抑うつ状態3人で、自殺未遂者が1人、ひきこもり経験者2人、母親への暴力が1人、継父から性的虐待を受けた者が2人。(4) 高校生では、不登校経験者が1人。(5) 17人の成人例では、ひきこもり経験者3人、母親への暴力4人、DV被害者4人、アルコール依存3人がみられた。

我々のシェルターが関与した子どもたちの調査から、これらの子どもたちが心理的にも社会的にも困難な問題を抱えていることが明らかになった。DV被害者支援に関連している警察や福祉等の行政機関は、DVが子どもの心理状態に長く影響することを認識し、DV家庭の子どもたちへの長期的な援助を連携し協力していく姿勢が求められるのではないだろうか。

キーワード：ドメスティックバイオレンス、家庭内暴力、児童虐待、民間シェルター

Abstract

The psycho-social condition of 42 children in domestic violence household was examined; and these observations were made: (1) 4 cases of delayed physical development, 3 cases of ADHD, 3 cases of suspicion of reactive attachment disorder among 9 infant and pre-school children; (2) 1 case of learning disorder, 2 cases of suspicion of reactive attachment disorder, 2 cases of school refusal, and 1 case of depression among 5 elementary school children; (3) 4 cases of school refusal, 3 cases of depression, 1 case of attempted suicide, 2 cases of social refusal, 1 case of violence against mother, and 2 cases of sexual abuse by stepfather among 8 junior high school children; (4) 1 case of school refusal among 3 high school age children; and (5) 3 cases of social refusal, 4 cases of violence against mother, 4 cases of victims of domestic violence, and 3 cases of alcohol abuse among 17 adult-aged children.

These observations suggest that exposure to domestic violence aimed against a mother has both short- and long-term adverse consequences for children in those households. But, whatever the cause of these difficulties, the suffering of children in household where domestic violence occurs should be addressed through collaborative, inter-sectoral (i.e., police, social welfare, etc.) services in order to provide long-term care for the children.

Key Words : domestic violence, family violence, child abuse, private shelter

I はじめに

我々は、2000年にDV被害者を支援する活動を開始し、2002年に民間シェルターを運営するNPO法人山口女性サポートネットワーク（以下サポートネット）を設立した。シェルターに駆け込む被害者は子連れである場合が多く、その子どもたちの様子は、健常な家庭の子どもたちとは違っていることがある。まだ幼いにも関わらず不眠を訴える子や、髪の毛を1本1本引き抜くために頭髪の一部に脱毛部分ができるいわゆる抜髪症の子もいた。成人になった子は、母親に暴力をふるう、金をせびる等の家庭内暴力をふるうものもいた。このように家庭環境が子どもに与える影響は大きいと考えられるが、その実態の報告は少ない。DVが子どもに及ぼす影響について明らかにすることは、DV被害者支援を検討する上で重要である。そこで本報告では、我々が直接的に関与したDV被害者25人の子42人について心理的、社会的な状況について調査したので、その概要を報告する。

II 対象と方法

1. 研究期間

2002年1月～2007年12月

2. 対象者

サポートネットが直接的に関与したDV被害者25人の子ども42人である。

3. 研究方法

DV被害者から聞き取り調査した記録を元に、何らかの不適応行動あるいは問題状況を集計し、児（子）の状況をまとめた。「身体的な発育の遅れ」「反応性愛着障害の疑い」等は、聞き取り調査で得られた表現や、かかりつけの医師の診断、ならびに支援者の観察に基づき医師ならびに精神科医の状況判断を元にした。

4. 倫理的配慮

あらかじめ調査対象者に対して、本研究で得られるデータは研究目的以外には使用しないこと、ならびに研究結果の公表に際しては匿名性を遵守することを文書及び口頭で説明し同意を得た。

III 結果

直接的なDV被害者である母親の年齢は20歳から76歳であった。対象の児（成人である子も含む）は42人で、その内訳は男性20人、女性22人であった。年齢層は、生後8ヶ月の乳児1人、未就学児8人、小学生5人、中学生8人、高校生3人、成人17人である。成人は20歳代が

13人、30歳代2人、40歳代と50歳代がそれぞれ1人であった。

乳児・未就学児8人をみると、身体的な発育の遅れが4人（50.0%）、多動児（ADHD）が3人（37.5%）、反応性愛着障害の疑いが3人（37.5%）いた。小学生5人では、LD 1人（20.0%）、反応性愛着障害の疑い2人（40.0%）、不登校経験者1人（20.0%）、親による就学拒否1人（20.0%）、抑うつ状態1人（20.0%）がみられた。中学生8人では、不登校経験者4人（50.0%）、抑うつ状態3人（37.5%）で、そのうち自殺未遂者が1人（12.5%）、ひきこもり経験者2人（25.0%）、母親への暴力が1人（12.5%）、継父から性的虐待を受けた者が2人（25.0%）いた。

高校生3人では不登校経験者が1人（33.3%）いた。成人例17人とみると、ひきこもり経験者3人（17.6%）、母親への暴力4人（23.5%）、DV被害者2人（11.8%）、デートDV被害者2人（11.8%）、アルコール依存3人（17.6%）がみられた。

IV 考察

この調査は、一人の子どもの成長を追ったものではない。ある時期の状態を調査したものであるが、集計してみると、これらの問題行動の出現が一連の流れのようにみえる（図1）。どの年齢層においてもなんらかの問題となる行動や心理状態があらわれている。小学生までの子どもたちには、身体的発育障害、反応性愛着障害の疑いなどがみられており、母親の育児能力の低下や母子関係形成への影響が考えられる。ADHDが3例みられるが、杉山¹¹が提唱している被虐待児にみられるADHD様症状が含まれている可能性が高い。中学生、高校生になると、抑うつ状態、登校拒否や、母親への暴力などが出現して

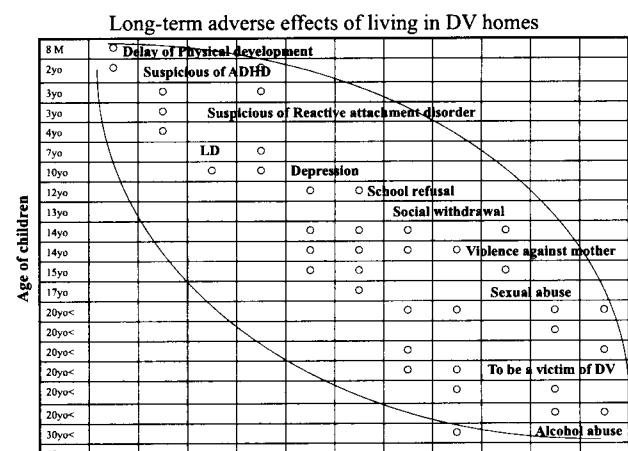


図1 年齢別にみたDVの影響

いる。さらに、性暴力被害者となる少女が出現している。20歳代ではアルコール依存へとつながり、30歳代での引きこもりの事例もみられる。

バンクロフト(原名Bancroft)²⁾は、虐待する男性に接している子どもが示す行動の特徴として、友だちをいじめる、侮辱する、身体的暴力をふるう。交友関係がうまくいかず、社会との接触を避ける。権威ある人、特に母親に反発する、反抗する。多動、心配、強迫観念、衝動。学校での学習に支障をきたしたり、注意力散漫になったりするなどをあげており、さらに10歳代の子どもにおける主な兆候として、薬物乱用、不良とつきあう、つきあっている恋人に対し、暴力や言葉での虐待、または性暴力をふるう。つきあっている恋人から、暴力や言葉での虐待、または性的虐待を受ける等と述べている。我々の調査結果は、この報告を裏付けるものであると言えよう。さらに年齢層の高い20歳代、30歳代においても、ひきこもり、DV被害者、アルコール依存の事例が増えていることから、DVによる精神的なダメージは、10歳代に限らず20歳代以降においても、彼らのその後の人生にも大きく影響している可能性がある。特に、不登校の子どもが、やがてひきこもりになる可能性があるのではないかという仮説も考えられよう。

児童虐待がDV家庭でみられることから、2004年改正の「児童虐待の防止等に関する法律」(2000年5月24日公布)において児童虐待の定義に、「児童の目前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接児童に対して向けられた行為でなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれる」と明記され、心理的虐待の一つとして「DVの目撃」が加えられた。同じく2004年改正の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(2001年4月13日施行)では、保護命令制度の拡充が行われ、被害者の子への接近禁止命令が出せるようになった。このように、幸いにも、DV家庭における児童を守る法整備は行われている。

しかしながら、DV被害者の子どもは児童とは限らない。DV被害者の年齢構成は内閣府の男女共同参画白書にも記載がない。幼い子供をつれた母と子の姿がDV被害者のイメージとして浮かびがちであるが、われわれのシェルターに保護したDV被害者の年齢みると、20歳から65歳と幅広く、平均年齢は41.4歳であり比較的年齢層は高い³⁾。したがって、被害者の子は児童とは限らない。

篠原⁴⁾は、児童期の経験とDVとの関連を明らかにするために、茨城県内の18歳以上の男女1,086人を対象に質問紙調査を行ない、親からされた行為を将来配偶者や交際相手にする傾向があること、特に物を投げる行為については学習効果が高いこと、児童期に親の暴力行為を学習

することでDV加害の連鎖の可能性があると報告しているが、今回の我々の結果から推察すると、さらに、ひきこもりや家庭内暴力とみなされている事例において、背景に児童期のDV経験が関連している可能性が考えられる。

こうした暴力の連鎖を防止するための教育や援助活動も重要になってくる。三村⁵⁾は、保育・子育て支援の立場から、DVにさらされて育った子どもの援助として、まずは子どもの基本的な安定感を育むことを目標とし、次に、母親と子どもとの良好な関係を築くことが子どものトラウマからの回復に重要であると述べ、母親が心身の安定と自尊感情を取り戻し、低下させられた自己評価を修復し、エンパワーメントできるような援助が不可欠であると報告している。この三村の報告で注目されるのは、DV被害にあった母と子がDVによるトラウマに苦しみながらも、母子共に困難を乗り越えて自分自身を回復させる心のしなやかさ(リジリアンス)を失っていないと述べていることである。我々の活動からも、安全を確保することができ、自立への生活をはじめることができた母子に回復の姿をみるとことは多い。

今回明らかになったことは、DV家庭の子ども(子)たちに、どの年齢層においても問題行動が現れていることと、一見、DVとは関連がなさそうにみえる社会的なひきこもり、性的虐待被害者、アルコール依存などがみられていることである。本調査は、DV被害者の子の個別ライフヒストリーを追跡した調査ではないが、DV家族を体験した時期に応じて発現した被害者の子の不適応行動や問題行動は、その発現時に適切なケアがなされず傷が癒されないままに長期に持ち越された場合には、子どもの発達段階に応じて何度も繰り返し発現する可能性があることを暗示させるものである。DV被害者の援助に携わる関係機関は、こうした子どもへの影響があることを認識して、長期的援助に取り組む姿勢が求められるのではないだろうか。

V 結語

DV家庭の子どもたちは彼らの母親と同じように深い精神的なダメージを受けており、彼らのその後の人生に不幸な影響を与えている。DV被害者の援助に携わる関係機関は、こうした子どもへの影響があることを認識し、彼ら自身が持っている回復する心のしなやかさ(リジリアンス)を長期的に援助していく姿勢が求められるのではないだろうか。

本稿の要旨は、第19回国際セーフコミュニティ会議

(2010年3月23-26日、韓国水原市)において発表した。

参考文献

- 1) 杉山登志郎. 多動性行動障害と子ども虐待. 子ども虐待という第四の発達障害. 東京:学研教育出版、2009;74-86.
- 2) ランディ・バンクロフト. 行動への影響. DV・虐待にさらされたトラウマを癒す. 東京:明石書店、2011;86-87.
- 3) 辻龍雄、加登田恵子. 民間シェルターの活動からみるドメスティックバイオレンスの被害者とその子どもたちの支援における課題. 日本セーフティプロモーション学会誌、2010;3 (1):67-72.
- 4) 篠原清夫. 児童期の経験とDVの問題－茨城県「家庭等における暴力」実態調査の分析－. 日本教育社会学会大会発表要旨集録、2005;57:49-50.
- 5) 三村保子、力武由美. ドメスティック・バイオレンス(DV)のある家庭に育った子どもの援助に関する一考察. 西南女学院大学紀要、2008;12:141-148.